

## 出張業務・滞在業務に関する届出について

本人確認書類：運転免許証、障害者手帳など

届出の種類	届出時必要なもの	提出時期	備考
出張業務開始届	・届出書 1部 ※押印不要 ・施術者の資格の免許証 ※必ず原本をお持ちください。 ・施術者の本人確認書類	開始後	窓口には原則、施術者ご本人がご来所ください。
出張業務休止 (廃止、再開)届	・届出書 1部 ※押印不要 ※再開時、氏名や住所が変更になっている場合は、廃止及び開始の手続きが必要です。	発生後	窓口には原則、施術者ご本人がご来所ください。
滞在業務届	・届出書 1部 ※押印不要 ・施術者の資格の免許証 ※必ず原本をお持ちください。 ・施術者の本人確認書類	事前	窓口には原則、施術者ご本人がご来所ください。

■届出書の様式は以下の長野市保健所総務課ホームページからダウンロードできます。

(保健所にもご用意があります。)

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう等の施術所

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n105500/contents/p002174.html>